

国分川調節池を育む会

第2号

編集・発行 市川市水と緑の部水と緑の計画課 〒272-0021 市川市八幡4丁目2番1号

8月11日(土)に、第2回国分川調節池を育む会を開催しました。今回は、会員の皆様に国分川調節池の上部利用の具体的なイメージを持っていただくことを目的として、6月30日にオープンした大柏川第一調節池の見学を行いました。見学後、大柏川ビジターセンターにおいて、育む会の会則や検討部会の設置について話し合いました。

毎回、『育む会』で行われた内容等については当会報でお知らせします。

1. 大柏川第一調節池の見学

大柏川第一調節池は、千葉県が整備を進めてきた調節池であり、大柏川を流下してくる洪水の一部を貯留し、下流域における浸水被害の軽減を図る施設です。

さらに、この調節池は、市民と行政の協働のもとに、水辺の自然を活かした自然環境創造型の施設としても整備されています。



2. 北方遊水池の会について

北方遊水池の会は、地元住民と行政が一体となり、水辺の自然を活かした大柏川第一調節池整備の基本となる考え方をまとめ、その具体的な利用方法、維持管理方法等について検討を行いました。そこで、その経験を国分川調節池を育む会に活かすため、この北方遊水池の会の会員でもあり、当会会員でもある鳥居雪子さんに、北方遊水池の会について説明していただきました。



- ・北方遊水池の会では、「啓発分科会」「運営検討分科会」「施設検討分科会」に分かれて検討した。
- ・分科会相互の意思疎通が十分に出来なかったため、全員の意識を共有することが出来る全体会を大切にしていける方がいい。
- ・河川法にも「環境」「市民参加」「多自然川づくり」という内容が加わってきているので、良い提案を実現出来るよう、いろいろな意見を提案していければいい。
- ・基本となる考え方を共有していくことが大事。

北方遊水池の会

目的

市民と行政が協働した調節池づくり

分科会

- ・啓発分科会 - 啓発や広報等について
- ・運営検討分科会 - 運営や管理等について
- ・施設検討分科会 - 施設植栽等について

会則及び検討部会について

6月に行われた「第1回育む会」において、「会則を設けた方が良い」というご意見をいただきました。また、今後、具体的な利用方法等について検討するため、検討部会を設置することについても同意をいただきましたので、今回、会則と検討部会の案を事務局より提案させていただきます。会員の皆様より様々なご意見をいただきました。

主な意見

- ・上池はほとんど入れないが、どういう検討をしていけばいいのか
- ・案2ではゾーン部会ごとの調整が難しいが、どのようなことを想定しているのか
- ・どちらの案になっても近隣の方への配慮が必要だ。
- ・有効な上部利用を考えると、どう活動していくかという観点から、案2が良いのでは。

検討部会案

案1：池ごとの3部会

- 上池検討部会
- 中池検討部会
- 下池検討部会

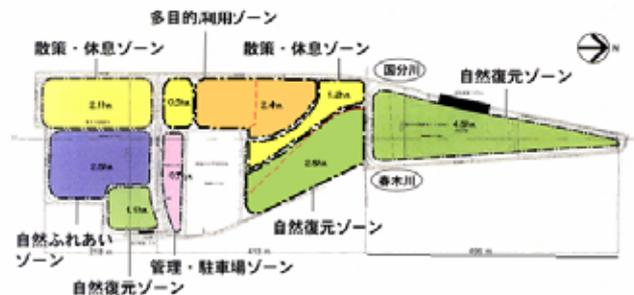
国分川調節池を育む会 検討部会 案1



案2：ゾーンごとの4部会

- 自然復元ゾーン検討部会
- 自然ふれあいゾーン検討部会
- 散策・休息ゾーン検討部会
- 多目的利用ゾーン検討部会

国分川調節池を育む会 検討部会 案2



意見交換の後、会則及び検討部会案の決議を行いました。出席者（30名）の賛成多数により会則案は一部修正し、別紙の通り決定しました。また検討部会については案2のとおり決定しました。

第3回『育む会』については9月下旬から10月初旬に行う予定です。今回決まった会則に基づき、役員や所属検討部会を決めていきたいと思っております。

「国分川調節池を育む会」は、現在千葉県が事業を進めている国分川調節池の上部利用について、市民の皆様と行政が協働で検討・実行することを目的として設置されました。

ご連絡先

市川市水と緑の部 水と緑の計画課
〒272-0021 市川市八幡4丁目2番1号（八幡分庁舎）
市川市ホームページもご覧下さい！
「国分川調節池を育む会」で検索して下さい。

国分川調節池を育む会

検索

国分川調節池を育む会 会則

1. 名称

この会は「国分川調節池を育む会」といいます。

2. 目的

この会は、国分川調節池整備基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を実現化し、いつまでも地域のシンボルとして愛着がもてる場となるよう、市民と行政が協働で検討・運営することを目的とします。

3. 活動内容

この会の活動内容は、次のとおりとします。

- 1) 基本計画に基づく利用方法の検討を行う。
- 2) 基本計画及び利用方法に基づく詳細計画の検討を行う。
- 3) 国分川調節池の利用に関する運営・管理方法について検討する。
- 4) 国分川調節池が地域のシンボルとなり、いつまでも愛着をもてる施設となるように、会員相互の自己啓発を図るとともに広く市民にアピールする。

4. 会員

会員は次に掲げる方とします。

- 1) 原則として市川市在住もしくは在勤・在学の方。市外居住者については、国分川調節池近隣にお住まいの方とします。
- 2) 中学生以上の方。
- 3) 国分川調節池整備基本計画の考え方及び目的に賛同でき、将来の運営・管理に携わる気持ちを持っている方。

二 会員の募集・脱会は毎年4月に行います。また、会員の任期は定めません。

5. 組織

この会は次の会により組織します。

- 1) 全体会（会員全員で協議や議決を行います。）
- 2) 検討部会（利用方法等の詳細事項について検討を行います。）
- 3) 事務局（全体会や部会の補佐や連絡等の事務を行います。）

二 検討部会は、次に掲げるとおり、基本計画に示されたゾーニング毎に設置します。

- 1) 自然復元ゾーン検討部会
- 2) 自然ふれあいゾーン検討部会
- 3) 散策・休息ゾーン検討部会
- 4) 多目的利用ゾーン検討部会(管理・駐車場ゾーンを含む。)

6. 役員と運営

この会には、次の役員をおきます。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 部会長 各部会ごとに1名

二 役員は、全体会において、会員の中から互選することとします。

三 事務局は市川市水と緑の部水と緑の計画課に置き、この会の運営を行います。

7. 職務

会長は、この会を代表し、全体会の議長になります。

二 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行します。

三 部会長は、検討部会を代表し、各検討部会をまとめます。

8. 議決

議決は全体会出席者の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決めます。

二 検討部会での議決については、前項の規定に準じることとします。

9. 補足

この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は全体会において決定するものとします。

附則

この会則は、平成19年8月11日から適用します。